

研究開発を担う法人の機能強化検討チーム 中間報告（案）について

資料 1

- 民主党マニフェストにおいて「公的研究開発法人制度の改善」が公約されたこと等を踏まえて関係副大臣・政務官により検討。
- 研究開発法人は、研究開発等の特性(競争性、不定型であること、予見不可能性、不確実性、長期性、専門性、分野融合や重複競争の必要性等)を踏まえた、グローバル基準のマネジメントが必要。
- 定型的な業務を効果的、効率的に行わせることを主眼とする独法制度は、研究開発等の成果を最大化するのにはなじまない点があり、「国立研究開発機関」(仮称)制度の創設を図る。

1. 研究開発法人に係る共通の制度の創設等

国を代表して国家的に重要な課題等に取り組むため、「国立研究開発機関」など国家を代表するにふさわしい名称や機能を付与。

2. 基本的な在り方

- 科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を推進
- 「世界トップレベルの国際的な競争力」と「世界で最も機動的で弾力的な運営」の実現
- 我が国全体の「研究開発システム改革」を先導 ○ 府省、官民、国境を超える連携を推進し、縦割りを打破
- 魅力的なリーダーによるトップダウンによる運営
- 成果を最大化するための柔軟かつ弾力的な資源配分

3. 業務遂行等の在り方

(1) ガバナンスの改革

- ・ 外部の意見の取入れ、監査機能強化、国に置く評価委員会への外国人評価者の登用、グローバルな視点を取り入れた評価の合理的な実施 等
- ・ 国家的に重要な研究開発等の確実な実施のための主務大臣の関与のスキームの構築、国全体の科学技術戦略との整合

(2) マネジメントの改革

- ・ 国際的に複数年度を前提とした研究資金制度が普及しつつあること等を踏まえ、中期目標期間を超える繰越しや、研究開発の特性に応じた合理的な調達を可能にすること等による予算執行の柔軟化 等
- ・ 国際的な水準を踏まえた給与人事システムの構築、高度な研究開発マネジメント人材の養成 等
- ・ 出資機能等の導入の検討、外部資金の獲得・施設共用の促進 等

4. 制度の実現と共に改善されるべき事項

公共調達機能を活用したイノベーションの促進、世界で最も優れた競争的資金制度の実現、国際的な技術インテリジェンス機能の抜本的強化、子どもの才能を見出し伸ばす取組の促進、科学技術に関する更なる理解を得るための取組の促進、機動的で柔軟な法人運営の実現や組織・業務の再編等による無駄の排除